|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※共済組合使用欄 | 保険課長 | 担　　当 | 証作成 | 台　帳 | 紐づけ証交付日 |
|  |  | 高 |  |

2023.2.

YS06

**被扶養者申告書（認定）**〔　一般等　・　短期　・　任意継続　〕

※任意継続は

　証明不要

　太枠内に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、所属所の共済組合事務担当課へ提出してください。

　退職後、任意継続組合員となっている方が申請する場合は、共済組合へ直接提出（郵送）してください。

※Ｅ及びＦのときは

　健康保険の資格喪

　失証明書を添付

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 山口県市町村職員共済組合理事長　様　下記の者について、被扶養者の認定を申告します。　被扶養者の収入の詳細及び他の扶養義務者の状況は別紙「扶養事実申立書」のとおりです。　これらの記入内容に重大な誤りがあったことにより被扶養者資格取消となることが認定後に判明したときは、速やかに取消手続きを行います。 | 所属機関名 |  |
| 組合員等記号・番号 | 　　　　　－ |
| 組合員氏名 |  |
| 組合員住所 | 〒　　　－ |
| 申告日 | 年 　　　月 　　　日 | 標準報酬月額 | 円 |
| 被扶養者認定を希望する者（認定対象者）について、詳細を記入または該当項目に〇を付してください |
| 認定対象者氏　　　名 | ふりがな | 個人番号は別添「個人番号申告票」のとおり | 同時に申告書を提出する人数全　　　人中　　　人目 |
|  |
| 生年月日等 | 昭和・平成・令和　　　　年　　　　月　　　　日（　　　　　歳）　　　男　・　女 |
| 組合員との続柄 | ①配偶者　②子　③養子　④実父母　⑤養父母⑥孫　⑦祖父母　⑧兄姉　⑨弟妹 | ⑩配偶者の子　⑪配偶者の親⑫その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 住民票の状況 | Ａ.組合員と同一世帯　　Ｂ.組合員と別世帯 | ※続柄⑩～⑫の者は、組合員と同一世帯かつ　同一住所で同居の場合のみ認定可能 |
| 居住等の実態 | Ｃ.組合員と同一住所で同居しているＤ.組合員と別居だが、組合員の仕送りにより生計を維持している。（別居住所・仕送り額を記入） |
| （別居住所）〒　　　　－ | 仕送り月額　　万円 |
| 現在の職業 |  | 直近の健康保険 | Ｅ.健康保険、共済組合、任意継続に本人加入Ｆ.家族の健康保険等の被扶養者　　　　　　　Ｇ.市町村の国民健康保険Ｈ.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 年間収入の推計額 | 万円 |
| 被扶養者の要件を備えるに至った日及びその理由 | 　　　　　　年　　　月　　　日 | ※共済組合使用欄11.組合員の資格取得　12.出生13.婚姻　14.無職・無収入15.収入の減少　16.失業給付満了17.同居　19.その他（家族種別）大学　短大　無職　パート専門学校　雇保制限　雇保延長高専　年金　事業　障害年金その他（　　　　　　　　　　）　　　年　　月　　日認定 |
| 「扶養事実申立書Ⅰ,Ⅱ」の提出（該当に〇） | 「Ⅰ」　　「Ⅱ」　　なし |
| 所属所受付日 | 所属所給与事務担当者の証明上記の者に対する扶養手当の支給　あり　・　なし | 証明者 |
| 上記及び別紙「扶養事実申立書」の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職名　　　　　　　　　　　　所属所長　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　 |
| ※共済組合受付 |

１　組合員等記号・番号が不明なため該当欄に記入できない場合は、共済組合が定める「個人番号申告票」の添付に代えることができます。

２　被扶養者の要件を備えるに至った日を含め30日以内に申告してください。要件等については、「共済組合ガイドブック」を御覧ください。

３　「個人番号申告票」の添付について、出生時等で個人番号が未付番の場合は、「個人番号申告票」のみ後日提出可とします。

４　「扶養事実申立書Ⅰ」は、次のいずれかの者の申告時には提出不要です。組合員の配偶者（続柄①）又は扶養手当の支給対象となっている者

５　「扶養事実申立書Ⅱ」は、次の条件を全て満たす者の申告時には提出不要です。

　　扶養手当の支給対象となっている子又は養子（続柄②又は③）のうち、認定日の属する年度の到達年齢が18歳以下の者で、収入がない者

６　認定対象者が組合員の配偶者（20歳以上60歳未満）の場合、「国民年金第３号被保険者関係届」及び基礎年金番号の写しを添付してください。

７　その他の添付書類は続柄・認定事由・扶養手当の有無等によって異なります。詳細は、所属所の共済組合事務担当課又は共済組合へお尋ねいた

　　だくか、共済組合ホームページ・各種請求用紙の「被扶養者認定時の提出書類」で御確認ください。